

しかしながら、この少子化というのは国のあらゆる政策の大きな弊害であるから、みんなですうした部分目をつぶりながら次世代のために頑張っていこうよという制度なんですよね。

先ほど申し上げました都県間、大体千葉県の子供が東京に通うというのは非常に多いんですけども、そうした中で就学支援というのが格差が生まれているという状況というのは、これは保護者からすると何か理解ができない部分でもあります。また、給食費の無償化という議論もこれから大いに出てくるというふうに思いますが、私立学校に子供を通わせている親御さんはお弁当を作っているわけなんで、お弁当を作っている人もいるわけですよ。じゃ、こうした子供たちに対する不公平感というのをどう解消していくんだ、そういう議論というのでもこれから出てくるというふうに思っています。

しっかり、子供、私は議員落選をしたことがあって、二年間、子供三人抱えてどうしようかなって本当に重いことがありましたけれども、必死に働いて、家内も働きに出て、子供を一生懸命育てていこうという思いで、子供を育てることを罰だなんてこと思ったことがないわけですね。しかし、今、子供を産み育てることが罰だなんていう意見が出てくること自体、本当に悲しいことだと思います。

是非、ここにいらっしゃる皆さんとともに力を合わせて、教育の充実、これを図りながら、子育てというのはすばらしい、子供を教育していくことのすばらしさ、こうしたものを国民みんなが共有できるような制度、そうしたものにしていかなければならないと改めて強く感じました。

この私学法の改正がそうしたい思いの一助になればいいなというふうに思っています。是非、この制度改正後、これから審議が深まっていくわけでありまして、制度ができた後もしっかりと文科科学省として見ていただいて、この私学法改正が、経営者、保護者、そして、そこに通う園児、生徒、学生、三方よしの法案になるようにしっかりと見ていただきたい、このことをお願い申し上げます。私からの質疑といたします。

ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。今日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。どうぞよろしく願います。

私立学校を設置、運営する主体である学校法人は、その自主性に基づき、公共性を高めつつ、私立学校の健全な発達を図っていけばよいものと考えております。ただし、一部の学校法人において、不健全な学校運営を行い、不祥事を起こしている事例もあり、また、各種の税制優遇や私学助成を受けている中で、私立学校といえども、その公益

性、公共性が求められていることは当然であります。

そういう意味では、現状のまま看過することができないということもよく理解しているところであり、本法は、こうした背景を踏まえ、学校法人のガバナンス改革を進めるために提出されたものと承知しております。

改正案について順次質問させていただきます。衆議院の方でも出ておりましたが、法改正のポイントを教えてください。お願いします。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。今回の改正は、我が国の公教育を支えます私立学校が社会の信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるため、社会の要請に応えつつ、自ら主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推進するためのものがございます。

こうした目的に向けて、執行と監視、監督の役割の明確化、分離を基本的な考え方としつつ、理事、理事会、監事及び評議員、評議員会の権限の明確化や、また、選任、解任の手續を定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善するということになっているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。今回の改正案の検討に当たり、三つの会議体で

議論が行われましたが、最終的に提出された改正案は、二つ目の会議体、学校法人ガバナンス改革会議の報告書で提言された、評議員会を最高機関、議決機関とするドラステイックな改革ではなく、三つ目の会議体である大学設置大学法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改革特別委員会の報告書に基づくものとなりました。

今回の改正案は、理事会が意思決定機関、評議員会が諮問機関という基本的な位置付けは変わらず、私学関係団体も納得が得られるものとなりましたが、一方で、大幅な改革とは言い難く、理事長、理事会の専横による学校法人の不祥事を抑止する効果がどの程度あるのかもちよつと疑問が残っております。

前回の令和元年の私立学校改正の際は、当時の文部科学大臣は、改正によって、理事長の行為に対するチェック機能や不正の抑止効果が高まることが期待されると答弁していらつしやいました。しかし、残念ながら、いまだに私立大学の不祥事はなくなっておりません。

今回の改正案が学校法人のガバナンス改革にどのように資するものとなるのか、学校法人における不祥事の抑止にどのようにつながるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（永岡桂子君） 本法案では、執行と監視、監督の役割の明確化、分離と、これ、学校

法人の多様性ですとかまた独自性の双方のバランスを考慮いたしましたして、人事面等の仕組みにとどまらず、評議員によります監事に対する理事の行為の差止め請求ですとか責任追及の求めなど評議員の権限の強化をしております。

また、会計監査の仕組みの導入もしております。そして、大規模な法人におけます常勤監事の必置の義務化もやっております。そして、情報公開、訴訟等に関する規定の整備、また刑事罰や過料の新設など様々な仕組みを設けていることによりまして、理事の業務執行ですとか理事会運営の適正性を確保する仕組みを総合的に構築をしているところでございます。

今回の改正を踏まえ、それが各現場で確実に運用されることによりまして同様の不祥事案について防止することができると考えておりまして、制度の運用がしっかりとされますように、これ、文部科学省といたしましても、モデル寄附行為の作成などを通じまして、改正法の趣旨等について、これ周知徹底してまいります。

○古賀千景君 ありがとうございます。

今までの不祥事の発生の様子を見ておりますと、理事長に権限が集中し、そしていわゆるワンマン経営に陥っているのも原因ではないかということを感じます。私大での多くの不祥事はワンマン経営の長期化の中で生じていますが、そのことにつ

いてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（茂里毅君） お答えいたします。

学校法人における不祥事の原因は様々であると考えております。ただ、近年の事例を踏まえるるとすれば、理事長の専横的な法人運営により理事会及び評議員会が形骸化し、牽制機能が利かなかつたことなどが原因だと考えてございます。

このようなことを踏まえますと、現行法では、権限が特定の者に集中することを防ぐ仕組みや、理事長などの執行部に対するチェックの実効性を確保する仕組みなどにおいて、結果として不祥事を未然に防止する機能が十分でなかったのではないかと考えてございます。

○古賀千景君 理事長の権限集中化には理事長の多選も原因の一つではないかと考えております。

多選の禁止又は役員の定年制の導入などについても必要なのではないかと考えますが、いかがですか。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。

理事長等の在任期間が長くなること、それ自体は一概に不適切であるとは考えてございません。

理事長のリーダーシップによる適切な学校法人運営や建学の精神を尊重した教育の指針、あるいは社会や学校関係者からの信任を得た安定的で継続的に質の高い学校教育活動につながることもあるかと考えてございます。

その一方、理事長等の在任期間が長くなったその結果によりまして権限が集中することの影響、これについては、今回の改正により、まずは理事の任期を法定し、その上で理事会や評議員会による理事長のチェック機能が強化されることとなります。また、仮に理事長に不適切な状況がある場合には、理事会による理事長の解任、解職も可能となっているなど、理事長による不祥事案の防止に資する仕組みが構築されていると認識してございます。

なお、理事長の再任につきましては今回の改正で制限を設けておりませんが、任期の上限を四年としているところでございます。再任の際には改めてまして理事選任機関による選任が必要となるため、理事としての適格性がその都度判断されることになろうかと思っております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

じゃ、次に、評議員会についてお伺いいたします。

まず、評議員の選任方法についてです。現行法は、原則、各学校法人の寄附行為の定めるところにより選任されるとされ、改正案においてもこの点は変更ございません。しかし、昨年二月の学校法人制度改革特別委員会において出されました日本私立大学教職員組合連合からの要求書には、評議員のうちの教職員や卒業生については選挙など

の民主的な手続により選出すべきとの意見が挙げられておりました。私自身も、評議員会が教育と研究の現場を熟知した教職員や卒業生の多様な意見を反映するものとしていけるように、理事会がトップダウンで評議員を選ぶのではなく、選挙などのボトムアップな方法で選任されることが望ましいと考えますが、その点、見解をお願いいたします。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。

学校法人の運営に当たりましては、幅広い関係者との対話により、公共性を維持し、社会の信頼を得ていくことが重要であり、評議員会につきましても、特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映できる仕組み、これを構築することが極めて重要だと考えてございます。

そのため、今回の改正におきましては、理事会と評議員会の建設的な協働を図りつつ、執行と監視、監督の役割の明確化、分離と、学校法人の多様性や独自性、この双方のバランスを考慮いたしまして、理事、理事会による選任される評議員につきましては一定の上限を設けることとしたところでございます。

加えまして、多様な方法で評議員会の選任がなされるよう、評議員の選任方法につきましては、各学校の寄附行為において定めることといたしてございます。この寄附行為の定め方によりませんが、

ボトムアップ型によるものも法人の判断で可能かと考えております。

今回の制度改革の趣旨や内容が学校法人にしっかりと伝わるよう、丁寧に周知してまいりたいと思います。

○古賀千景君 ありがとうございます。

評議員の構成についてです。

改正案では、理事と評議員の兼任が禁止されることにも、評議員会の権限がある一定程度強化されることとなりました。一層重要な役割を果たすことになる評議員会の構成について、改正案では、理事、理事会が選任できるのは評議員の総数の二分の一以下、教職員が三分の一以下、そして理事、監事、ほかの評議員のいずれかと特別利害関係を有する者などは六分の一以下とされています。

改正案の基となった学校法人制度改革特別委員会の報告書では、上限割合について具体的な言及はなかったと承知しておりますが、今回、文部科学省が二分の一、三分の一、六分の一以下という割合設定、その理由を教えてください。

○政府参考人（茂里毅君） お答えいたします。

今回の改正を通じまして、理事会と評議員会が相互に牽制し合いながらも充実した納得感のある学校法人運営を目指すため、理事、理事会による評議員選任を許容しつつも、特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映することができるよう、

そういった構成を構築することが重要であると認識しております。

このため、今般の改正におきましては、選任する主体に注目いたしまして、理事、理事会が選任する評議員の割合を二分の一までとするとともに、選任された評議員の身分等に着眼いたしまして、職員評議員が三分の一、親族等評議員が六分の一までとする仕組みを導入いたしまして、評議員会に期待される牽制機能の実質化を図ることとしてございます。

これは、あくまでも上限を定めるものでございまして、各法人の判断により自由な対応が可能となっております。

○古賀千景君 理事や理事会の息の掛かった者が評議員会で多数を占めているのでは、理事会と評議員会が相互に牽制機能を発揮していくこととはできないと考えます。

改正案では、理事、理事会が選任できる評議員や理事と特別利害関係を有する評議員は二分の一と六分の一で、単純計算、合わせて三分の二となります。二分の一を超えないようにすることが理事会和評議員会との協働と牽制の関係やバランスを図る上でも最低限必要ではないかと考えます。

文部科学省としては、こうした点については通知などで示していくお考えがあらわれますか。

○政府参考人（茂里毅君） お答えいたします。

繰り返しになります。今回の改正案では、理事会と評議員会の建設的な協働を図りつつ、執行と監視、監督の役割の明確化、分離と、学校法人の多様性や独立性のこの双方のバランスを考慮して、理事、理事会が選任する評議員は評議員総数の二分の一までとする制限を設けることといたしました。

新制度の効果を最大限発揮させるためには、所轄庁である都道府県や各学校法人が今回の制度改革の趣旨や内容をしっかりと理解するとともに、学校法人が自ら率先してガバナンス改革を行っていただくことが極めて重要だと考えてございます。

そのため、文科省におきましては、学校法人や都道府県向けの説明会の実施、モデルとなる寄附行為例の作成、寄附行為変更に係る個別相談、こういったことを積極的に going 行いまして、ただいま御指摘の点も踏まえながら、今回の制度改革の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○古賀千景君 現理事長が次期の評議員を選任し、その次期評議員がまた次期理事長を選出するシステムが問題ではないかと考えています。これでは、現理事長が自ら退任を決意するまで、いつまでも理事長職にとどまり続けられることができます。先ほど四年間と言われていますので、そこで選任は改めてあると、改選はあると思えますが。

これが理事長への権限の集中とかワンマン経営

が行われる根幹になるのではないかとというふうに考えますが、その防止についてはどのような仕組みが効果が上がるとお考えになりますか。

○政府参考人（茂里毅君） お答えいたします。

本改正案におきましては、理事選任機関が理事を選任すること、評議員会がその決議によって監事を選任すること、役員親族等の評議員就任の制限など、主に人事面におきまして権限が特定の者に集中することを防ぐ仕組みや、理事長などの執行部に対するチェックの実効性を確保する仕組みを設けることとしてございます。

さらに、加えまして、評議員会による監事に対する理事の行為の差止め請求や責任追及の求めなど評議員会の権限強化、あるいは内部統制システムの整備の義務化、会計検査の仕組みの導入、大規模な法人における常勤監事の設置の義務化、そのほかに情報公開や訴訟等に関する規定の整備や、さらには刑事罰、過料の新設なども行ったところでございます。人事面における仕組みにとどまらない様々な仕組みを設け、総合的に取り組むこととしてございます。

また、今般の改正につきましては、理事会が意思決定機関、評議員会が諮問機関である、この基本的な枠組みを維持しつつも、評議員会の監視、監督機能を可能な限り高めるようガバナンス改革を進めるものとしてございます。

具体的な理事選任機関の取扱いにつきましては寄附行為で定めることとし、各学校法人の判断に委ねたところでございます。このため、場合によっては理事長や理事会が法人の判断により理事選任機関となり得るものではございますが、理事選任機関を寄附行為で明確に定めるよう法定し、当該理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとするほか、不正があった場合には評議員による理事の解任請求を認めるなど、諮問機関でありながらも可能な限り評議員会の監視、監督機能を強化しているところでございます。

御指摘がありました今回の法改正の趣旨を踏まえた適切な運用が全ての学校法人でなされるよう、文科省としても、モデル寄附行為の作成等を通じまして周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○古賀千景君 評議員会の構成については、やはり理事の関係者以外を中心にした方が理事会と評議員会の相互牽制が図られ、適正なガバナンスに資するかと考えます。しかし一方で、理事会とは関係がなくても、評議員会が学校内の事情を知らない学外者ばかりで占められれば、その学校の特性が生かされず、学校運営に混乱を来すおそれもあると考えます。

私は、理事会と評議員会が相互牽制を図っていく上で、教育と研究の現場に精通した教職員の評議員の役割が極めて重要であると考えます。教職

員の評議員は三分の一までとされておりませんが、評議員会の重要な役割として、運営サイドである理事会に対し、学校現場の声をダイレクトに伝えることができず、教職員の評議員の割合を増やしていく必要性があると感じています。

教職員が評議員となることの意義や重要性についてどのように認識されているか、教えてください。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。まずもって、学校法人の運営に当たりましては、幅広い関係者との対話により、公共性を維持し、社会の信頼を得ていくことが極めて重要だと考えております。また、教水面と経営面の協調という学校法人の持つ特殊性、独自性に鑑み、教職員の意見を踏まえた学校運営ができるよう、現行制度におきましても、評議員には学校法人の職員、これを必ず含めなければならないとされており、このことは改正後においても変わるものではないかと考えます。

教職員は、日頃から児童生徒、学生や保護者等と接する中で、私立学校を取り巻く幅広い関係者の声をキャッチし、適切に学校法人運営に反映させていくために重要な役割を担っているものと認識してございます。このような考え方の下、評議員会につきましては、特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映できる仕組みとしたところでござ

います。このような考え方をしっかりと学校現場サイドに丁寧周知してまいりたいと思っております。

○古賀千景君 私立の教育研究は日夜教職員が担っており、現場の実態、感覚に即した改革、改善提案をなし得る立場にあることから、教職員である評議員の総数の上を二分の一度まで引き上げる措置を講ずることが必要だと私は考えます。私大によつては卒業生や学識経験者等の教職員の評議員数が七割近くを占めるケースもあると聞いております。三分の一、今の改正案の三分の一では実態に即していないのではないかと、少な過ぎるのではないかと考えます。

教職員評議員こそ二分の一を上限とする程度でいいと私は考えますが、御見解を伺います。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。繰り返しになりますが、学校法人のガバナンスの強化の観点からは、評議員会において特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映することが重要であると認識しております。これらのバランスを考慮し、教職員評議員が評議員に占める割合を三分の一としたところでございます。

また、日本私立学校振興・共済事業団のアンケート調査によりますと、大学を設置する学校法人における評議員数に占める教職員評議員の割合は三三・五％、また高等学校以下法人における評議員数に占める教職員評議員の割合は二三・三％と

なっております。このことから、評議員、特にその教職員評議員の割合につきまして三分の一を上限とするのは実態とも合致するものと認識しております。

このような実態と全体の構造の中でのバランスを考慮して、今回このような措置としたところでございます。

○古賀千景君 一番生徒の皆さんのこと、保護者のこと、そして、その学校の良さ、また伝統などを一番知っているのはやっぱり教職員だろうと私は考えておりますので、その評議員の定数増やしていければいいということをお私に思っております。

少し話がそれますが、私学の教職員の働き方について教えてください。

大学の働き方はまた独特で、研究室とか時間外勤務とかいう、何か徹夜されたりとか、そのようなことが多いということも伺っております。しかし、大学は正規職員の方よりも非常勤の方の方が割合が高いということも伺っております。私学は一校一校労働条件などの処遇が違ふと思いが、公立学校では事務職員とか栄養職員は労基法でやっておりますが、実は時間外手当が全部支払われてはいません。上限が決まっております。ここまでは残業できないと言われてるのが公立学校の実態としてあります。

私学の方ではきちんと、そういうことはなく、時間外手当がきちんと支払われているのかなというところ、そのことについてお伺いしたいと思っております。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。私立学校の教職員の働き方につきましては、業務の内容や勤務時間、雇用形態など、様々な観点があり、文科省においてそれらを網羅的に把握しているわけではございませんが、例えば、雇用形態につきましては、学校基本調査において、専任の教職員である本務者数といわゆる非常勤講師等を含む兼務者数について毎年調査を行っているところでございます。

各私立学校を設置する学校法人におきましては、自主性、自律性の下で業務運営が行われることが基本でございます。それぞれの教職員の勤務の在り方につきましては、労働基準法や労働契約法などの労働関係法令に基づきまして、各学校法人において労使協定の中で適切に定められているものと考えてございます。

文部科学省といたしましても、これまでも労働関係法制の趣旨、内容につきましては、様々な機会を捉えて各法人に周知徹底を図っているところであります。引き続き厚労省と連携を図りながら必要な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

話を伺いましたが、調査をされて、済みません、通告していないんですけど、調査をされて、その後、指導をされたりとか、そんなところはどこかの機関でされていたりするんでしょうか。

○政府参考人（茂里毅君） 実際のその指導については個別に行っているものではないかと存じます。それは、先ほど申し上げました労働行政の中で行われるものと承知しております。ただ、労働行政の中でどのような勤務状況が適切かなどについて必要な通知等をいただいておりますので、そういったことを踏まえながら、各種の会議や研修会などで周知を図っているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

劣悪な労働条件であったりとか、雇い止めがあるという話をよく私は聞いております。非正規の職員の働きなしには今は大学の教育研究も経営も成り立たないと思えます。学部、学科の増設等に對して教職員の確保を図る一方で、職員人件費を抑制すべく非正規雇用職員へのシフトを進めた結果が非正規職員が増える状況になったものと、今までの経緯の中でどのように私は知りました。経営の関心は常勤職員の数や質に注がれていて、非正規職員には十分な関心が払われていないという点では多くの大学に共通するのではないかと思っております。大学職員の業務が高度化、複雑化していると言われて、大学の業務の中でも非正規職

員が重要なポストを占めていると私は感じます。国からの私学助成という、増額という点でも御配慮いただけたらということを感じています。

その上で、評議員と理事、監事などの役員におけるジェンダーバランスについて伺います。

学校法人の評議員や役員における女性が占める割合について、調査結果があれば教えてください。また、文部科学省として、各学校法人に対して女性の登用を促していただければと存じますが、見解をお願いします。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。学校法人の評議員会の女性比率については、多少ちよつと古い数字になりますけれども、私学関係団体による平成二十六年の抽出調査を基に試算したところ、女性評議員の比率は約二割程度というところになってございます。

評議員会におきましては特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映することが重要であると考えており、今回の法改正において、新たに評議員の選任については、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならぬ旨の規定を盛り込むこととしております。

文科省ではこれまで学校法人に対し女性活躍の推進に関する理解を促進するための呼びかけ等を行ってきたのですが、引き続き、評議

員の選任に当たって、男女共同参画の視点から女性の登用について配慮を求める旨をしっかりと周知してまいりたいと思います。

○古賀千景君 ありがとうございます。二割というお話をいただきました。

ジェンダー平等を推進していく観点からも、また一部の理事の専横による不祥事防止の面からも、女性の評議員や役員を増やしていくことはとても有効だと私は考えます。

先日のナノテラスの法案でも女性が占める割合について質疑がありました。例えば女性学長の割合について、令和四年度の学校基本調査によれば、私立で約一四％、そして国立でも五％という低い数字となっております。女性が働き続けることにより、大学や組織に対し女性ならではの視点を組み込むことが多様性につながると考えます。是非、女性の登用というところも増やしていただきたいと思っております。

話を少し変えます。二〇一八年以降、十八歳人口の急減期に入り、小規模私学における定員割れがこの一、二年急増しております。私学は、定員確保がなされれば政府の助成は一〇％弱でも何とか財政基盤を確立できていますが、定員割れ、特に地方自治体の助成が得られない私大の財政危機に直結していくと考えます。幼稚園も同じです。

小規模私大理事はこれまでのような在り方で

は少子化時代に対応できないと考えますが、文科省の見解をお聞かせください。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。少子化が進行する中、私立の短期大学及び幼稚園の数は、平成十五年度から令和四年度までの二十年間で大幅に減少してございます。例えば、私立の短期大学数につきましては、この二十一年間で百六十八校が減少、私立の幼稚園数につきましてはこの二十一年間で二千二百三十七園が減少しているところでございます。

また、日本私立学校振興・共済事業団の調査によりますと、令和三年度の私立大学及び短期大学全体の事業収支の状況は十年前と比較して悪化しているところがございます。例えば、事業活動で採算が取れているかを表す指標でございますけれども、大学についてはこの十年間でそう変わりがなく、短期大学については二・三％のマイナスから八・七％のマイナスと、かなり数字が悪化しているところがございます。

特に、私立の短期大学につきましては、令和四年度の入学定員充足率が八〇％未満の短期大学が全体の約五六％に上がり、極めて厳しい経営状況が伺えるところがございます。

○古賀千景君 十八歳の人口の減少というのは十八年前にある程度分かるのではないかと思っておりますが、今は八十万人も切りました。とりわけ

私大法人は六百弱、そして短大法人は百と聞いておりますが、徐々にこれからも廃校に追い込まれていくのではないかとということが考えられます。

私大の許認可をなした政府としては、この状況に対してどのように対応していくのか、その生徒たちに対して、子供たち、保護者に対して何かやられようと思っていることがあったら教えてください。

○政府参考人（茂里毅君） お答えいたします。

私立幼稚園は地域における幼児教育の機会の確保に重要な役割を担うとともに、私立大学は地域における知の拠点としての役割を果たしているものと考えています。このため、これらの私立学校の廃止により、地域における影響は少なからず生じるものと考えられます。

文科省におきましては、学校法人の経営力強化のための自主的取組を促しつつ、毎年、文科大臣が所管する学校法人の財務状況を把握した上で、経営悪化傾向にあり直ちに経営改善が必要な法人に対しては、改善計画の策定や改善状況の確認等を行い、集中的にきめ細やかな指導を実施しているところでございます。その上で、経営改善が十分でない法人に対しましては、大学等の破綻により在学生が不利益を受けることがないよう、計画的な規模の縮小や撤退等も含めた経営判断の検討を求めているところでございます。

なお、募集停止等の経営判断を行う場合には、地域の関係者等に対しても丁寧な説明を行い、大きな混乱が生じないよう理解を求めていくことが重要だと考えてございます。

○古賀千景君 おっしゃっていただいたとおり、私立学校や幼稚園が地域にあるということは、すごくその地域の活性化にもつながっていくと私も思っております。しかし、その私立大学、学校、幼稚園が、おっしゃってくださいたとおり危機的な状況であると思います。

私立の学校が減っていくということは、今までそこにあつた学校に子供たち行けたのに遠くまで行かなければいけないとか、行きたい学部がなくなっていくとか、そのような子供の進学の幅が狭まるのではないかとということも考えます。

少子化対策というところで、幼稚園、高等教育について、また管轄が違うかもしれませんが、文科省としては幼稚園とか高等教育について何か少子化対策に施策を盛り込んでいこうという思いはお持ちでしょうか、教えてください。

○政府参考人（池田貴城君） お答えいたします。今後の少子化対策につきましては、先日、小倉大臣の下で今後の子ども・子育て政策のたたき台が取りまとめられておりまして、この中で、教育費負担の軽減や、それから公教育の再生という観点から必要な事項を盛り込んでおります。

今後、まず三年間の間に取り組むべき加速化プランの中にも盛り込まれておりますし、それから六月の骨太の方針の取りまとめに向けて政府全体で詰めてまいりますので、その中で文部科学省としてもしっかりと盛り込まれるように対応したいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

次元の異なる少子化対策に関しては、私たちもとても興味を持って、どんなふうにしていただけるのかなと楽しみにしておりますが、財源などがまだまだ明確ではないというところで、ちょっと不安も感じているところです。

六月の骨太での発表のようですが、全ての子供たちへの幼稚園教育とか教育、保育の無償化とか高等教育の無償化とか、文科省としてはどのような考えかを教えてください。

○政府参考人（池田貴城君） お答えいたします。先ほど申し上げたたたき台の中に盛り込まれておりますけれども、特に高等教育の負担軽減ということが大きな課題であると認識しております。

このため、文部科学省としては、令和二年度から、真に支援の必要な低所得世帯の学生等に対して大学等の授業料等の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を実施しており、高等教育の無償化に向けた取組を進めてきているところでございます。具体的には、令和六年度か



ら、給付型奨学金等について年収六百万円程度までの世帯を対象に、多子世帯や理工農系の学生等への支援を拡大することとしております。

さらに、その上で、先ほど申し上げたとおり、今後の少子化対策につきましては、総理が主導する体制の下で更に議論を進めまして、六月の骨太の方針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠を提示されると承知しております。

この中で、文部科学省としても、引き続き、こうした教育費負担の軽減を求める声にしっかりと応えられるよう、関係省庁と連携協力し、この議論に積極的に参加してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 この前も私話しましたが、奨学金の程度についてはすぐ子供たち今でも苦労しているし、そのことで子供を産めなかつたり結婚ができなかつたりしているという実態は否めないと思っておりますし、新しい貸与型でも、出世払いじやないけど、出世払い方式みたいなとか、賃金ああ、少ない返金額で長い間、長期化とか、結局何か一緒じゃないかなと思うこともあります。そういうところも、子供たちが本当に夢を持って社会に出られるというところでの御対応をお願いしていきたいなということを思っております。今おっしゃっていただきました、子供予算倍増で大丈夫ですかね。確認です。

○政府参考人（池田貴城君） 政府全体の調整の中で努力してまいりたいと思っております。

○古賀千景君 楽しみにしております。では、法案の方に戻します。

理事会と評議員会の関係についてお伺いします。衆議院の質疑では、改正案において、理事会が意思決定機関、評議員会が諮問機関であるという基本的な枠組みは維持するとの答弁がありました。それが間違いないですか。

○政府参考人（茂里毅君） 間違いございません。

○古賀千景君 大学等を設置する大学所轄学校法人等において、任意解散や合併などの学校法人の基礎的な変更に関わる事項や、軽微な変更を除く寄附行為の変更について、理事会の決議に加え、評議員の決議も必要とされました。

この点について、文部科学省が公表した学校法人のガバナンス改革に関するQ&Aでは、理事会の決議と評議員の決議が異なる場合の扱いについて、評議員会の決議を必要としている以上、理事会と評議員会の決議がそろわなければ、学校法人の意思決定としては否決されることとなりますと明記されております。

法人の意思決定の一部において評議員会の決議が不可欠となったわけですから、少なくとも大臣所轄学校法人等については、単なる諮問機関としての位置付け以上の重要な役割を与えられたと解

釈できると考えます。大臣所轄学校法人等における評議員会の位置付けについて、文部科学省の見解を伺います。

○政府参考人（茂里毅君） 先ほど申し上げましたが、これまでの私学法の中で、理事会につきましては意思決定機関であり執行機関、そして評議員会については諮問機関という、この位置付けは改正後も変わるものではないと思います。

ただ、この諮問機関でありながら、ぎりぎりのラインでしっかりとチェックができるように今回いろいろと工夫を凝らしたところがございます。二つございます。一つは、組織のその意思決定について、重要な部分については、それを決議を要するという点、もう一つは、人事につきまして、理事選任機関が定める人事に対して一定の意見を言うということ、こういったことを今回盛り込んでいるところでございます。

全体の基本的な枠組みは変わりませんが、その中でチェック機能を最大限高めたものと認識しているところでございます。

○古賀千景君 大臣所轄学校法人等における寄附行為の変更の際に際しての評議員会の決議を要する範囲について伺います。

学校法人制度改革特別委員会の報告書では、任意解散、合併、それに準ずる程度の寄附行為の変更について、理事会の決議に加え、評議員会の決

議を要することとされています。

また、昨年五月に公表された改正法案の骨子でも、任意解散、合併、そして重要な寄附行為の変更について評議員会の決議を要することとされました。これに対して改正案では、任意解散や合併に加え、軽微な変更を除く寄附行為の変更について評議員会の決議も必要とされました。ずっと変わっていています。

検討過程では、重要とされる一部の寄附行為の変更のみ評議員会の決議を要することと整理されていましたが、改正案では、軽微な変更を除く全ての寄附行為の変更について評議員会の決議の対象となりました。評議員会の決議の対象となる寄附行為の変更の範囲は広がったものと解することができます。ここでいう軽微な変更とは、例えばどのようなものを指すのでしょうか。

軽微な変更の対象範囲は文部科学省令で定めることとされていますが、寄附行為は企業の定款に相当する学校法人の根本規則というべきものであるとします。したがって、安易に、軽微な変更であるにしても、評議員の決議を不要とするような省令にしてはならず、また、仮に軽微な変更として決議を要しないことを認めるとしても、その内容について原則評議員会の決議を要することが望ましい旨ガイドライン等に明記することにより、評議員会における議論の場を確保すべきと考えます。

文部科学省の見解をお願いいたします。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。学校法人のガバナンス改革につきまして、これまで申し上げましたとおり、執行と監視、監督の役割の明確化、分離を基本的な考え方としつつ、建設的な協働と相互牽制を確立することで実効性のあるガバナンス改革を、ガバナンス構造を構築することが求められているところでございます。

このような観点から、今回、大臣所轄法人等におきまして、軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く寄附行為の変更について評議員会の決議事項としたところでございます。

この軽微な変更として文科省令で定めるものにつきましても、私学法体系の中での整合性も念頭に、この国会における御審議も踏まえ、今後、関係者の意見も伺いながら丁寧に議論をし、具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、今ありました評議員の決議につきまして、重要事項については評議員の決議を法律で定めておりますけれども、それ以外について、どの範囲を評議員の決議事項とするかにつきましては各学校法人の判断に委ねることとなります。その結果、各学校法人の寄附行為においてその旨定めることになろうかと存じております。

○古賀千景君 学校法人の判断というところとか寄附行為の定めるところによりというものが、すこ

く曖昧なところが、学校によって違ってきて曖昧になるのではないかとという不安をちょっと私は持つております。

では、次に行きます。理事会と評議員の決議が異なった場合の扱いです。

さきのQ&Aでは、評議員会の決議を要することとする重要事項については、多様な関係者の意見を聴く、反映する趣旨に鑑み、まずは理事が評議員に対して丁寧な説明を尽くし、理事会、評議員会の建設的な協働を目指すことが必要と考えられています。その際、決議が分かれた場合の建設的な協働を促進するための理事会と評議員の議論の方法、手続等については、有識者から、各学校法人の寄附行為で定めて開示する案も示されたところですが、ただし、評議員会決議を不要とするような寄附行為を定めることは認められないと考えていますと記されています。

議論にスピード感が求められるような案件も多々あると思われませんが、理事会の決議を優先するような寄附行為を定めたり、理事、理事会が評議員会のメンバーを交代させて理事会案のとおり決議するよう迫ったりするのを許せば、理事会に加え評議員会の決議を要することとした改正案の趣旨が損なわれてしまうと考えます。こうした事態が生じないようにするために、ほかの公益法人とは異なる私学教育という営みに求められる多様性や安

定性を尊重する意味でも、文部科学省としてはどのように取り組んでいかれるか、お聞かせください。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。

今回の改正につきましては、理事会と評議員会の対立をこれ意図するものではありません。理事会と評議員会が相互に牽制し合いながらも建設的に協力し、時には議論し合い、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものでございます。必ずしもそのバーサス構造を意図するものではないということでございます。その上で、双方で丁寧な説明を尽くして仮に意見が分かれた場合、そういった場合のその手続や具体的な方法論についてあらかじめ明確化しておくことは一つ方法として考えられるかと思っております。

こういった工夫など、関係者の意見に耳を傾けながら、実際この制度に伴う運用が重要になってくるわけでございますので、今後、文科省の方で検討いたしますモデル寄附行為の作成等、そういったところを通じて必要なアドバイスを行っていただければと思っております。

○古賀千景君 では次に、監事についてお伺いします。

現行法では監事の選解任は理事長が評議員会の同意を得て行うとなっておりますが、改正案ではこれを評議員会の決議によって行うこととされま

した。また、大規模な大臣所轄学校法人等では、監事の一部を常勤化するなど、監事のチェック機能の強化が目指されています。

そこで、大規模な大臣所轄学校法人等における監事の一部常勤化に関し、お伺いします。

常勤監事の設置を義務とする基準について、事業活動収入百億円又は負債二百億円以上とする予定と承知しておりますが、そうした大規模な法人はどれくらいあるのでしょうか。また、現在、非常勤の監事しかない学校法人では常勤監事の確保が新たな課題になるのではないかとも思われます。文部科学省として、常勤監事の確保についてお伺いします。

○政府参考人（茂里毅君） 申し上げます。

監事が学校法人の業務の状況について十分に把握し、実効性のある監査を行うためには、監事の常勤化が有効な方策であると考えてございます。特に、事業規模が著しく大きい学校法人におきましては、監査の業務量も多いため、非常勤の監事だけでは業務執行に対する十分な牽制機能を働かせることが技術的には難しいことも考えられます。そのため、今回の改正では、大臣所轄法人等の中でも事業規模が著しく大きい学校法人に対しまして常勤監事の設置を義務付けることといたしているところでございます。

一部の学校法人につきましては、新たに人材を

確保する必要が生じることになります。しかし、改正法の施行日を令和七年四月一日とすることにより、学校法人に対しては十分な準備期間を設けることができるものと考えております。文科省といたしましては、常勤監事による監査好事例の紹介、あるいは各学校法人が今回の制度改正の趣旨や内容をしっかり理解した上でふさわしい人材の確保が行われるよう、必要な支援を行ってまいります。

○古賀千景君 ありがとうございます。

今回、法案改正ということで、不祥事があった大学に進学していた子供たちとか保護者の方はやっぱりいろんな思いを持たれたらだろうなということをお思います。やっぱり、子供たちの勉学への意欲がやっぱり損なわれてしまったというところがあります。そういう、素直に子供たちが勉強していきたいって、このことを学びたいって思っているその子供の気持ちを大事にしていけるような私学運営というところで、是非これがいい方向になったらいいなということをお思っています。

終わります。ありがとうございました。

○宮口治子君 立憲民主党の宮口治子でございます。よろしくお願いたしました。古賀委員の質問と重なるところが多々あるかと思えますけれども、更により丁寧な答弁をいただければ幸いです。